

平成 31 年度第 1 回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会

日 時：平成 31 年 4 月 18 日（木）午後 2 時 00 分から
場 所：国分寺市役所第 1 庁舎 3 階 第 1 ・ 2 委員会室
出席委員：内藤会長・高橋委員・谷田委員・知念委員・藤巻委員・日向委員・小坂委員・
山本委員・田端委員・新藤委員・森田委員
事務局：鈴木健康部長・大庭保険年金課長・大谷健康推進課長・久保国民健康保険係長・
飯島・大岩・英

会長 皆様、こんにちは。大変お忙しい中、4 月に入りまして、皆さんいろいろご多用の
なか国民健康保険運営協議会に出席いただき本当にありがとうございます。きょうは暑く
夏に向かうような気温ですが、汗を拭いながらいきたいと思います。よろしくお願ひしま
す。

では、これより運営協議会を開催いたします。開催に当たりまして、事務局から職員の
ご紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

健康部長 大変お世話になっております。健康部長の鈴木でございます。

今年度の 4 月 1 日に人事異動がございましたけれども、今回の運営の事務局の職員には
異動がございませんでしたけれども、新年度ということもございますので、改めてご紹介
させていただきたいと思います。

まず、保険年金課長の大庭でございます。

事務局 よろしくお願ひします。

健康部長 次に、国民健康保険係長の久保でございます。

事務局 よろしくお願ひします。

健康部長 庶務担当の飯島でございます。

事務局 飯島と申します。お願ひいたします。

健康部長 同じく庶務担当の大岩でございます。

事務局 大岩です。よろしくお願ひします。

健康部長 同じく庶務担当の英でございます。

事務局 英と申します。よろしくお願ひいたします。

健康部長 健康推進課長大谷でございます。

事務局 大谷です。よろしくお願ひいたします。

健康部長 このメンバーで今年度も務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願
ひいたします。

会長 ご紹介でございました。よろしくお願ひします。

続きまして、本日の出席状況について事務局からお願ひいたします。

事務局 本日の出席についてご報告いたします。出席状況報告、出席者 11 名、欠席者 5 名

ということです。したがいまして、運営協議会規則第7条の規定により、委員総数16名の2分の1の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。また、議事録署名委員につきましては、知念委員、新藤委員にお願いしたいと思います。

以上でございます。

会長 では、署名委員にご指名された方はよろしくお願ひいたします。

続きまして、今年度平成31年度の運営協議会のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、事前にお配りしています資料の1のスケジュール表をごらんいただきたいと思います。皆さんに関係するのは、特に一番上の国民健康保険運営協議会の部分ですけれども、ご説明をさせていただきます。

平成31年第1回国民健康保険事業運営に関する協議会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。昨年は、5年ぶりとなる税改定のために貴重なご意見を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

平成31年度、本日が第1回目ということでございますので、年間スケジュールについてご説明します。本日これから諮問させていただきます事項について協議させていただくことになります。諮問事項につきましては、今回と次回で集中的にご審議いただき、次回までには答申案をご提示したいと事務局では考えてございます。

年間スケジュールに目を移していただきまして、本日と7月に協議会を行いまして、8月には委員の改選がございます。8月以降につきましては新委員の担当となりますけれども、いきなり諮問であるとか、答申であるというのはちょっとご苦労をおかけしてしまいますので、現委員様に今回の答申までをお願いしたいと考えてございます。11月の決算報告をさせていただきたいと思っておりまして、今年度の運営協議会は、改選前に2回、改選後に2回の計4回の開催を予定しています。

昨年は、先ほどご説明申し上げましたように、税率改定の話がありましたので、実際かなり多く6回程度やらせていただきましたけども、昨年よりも開催回数が少なくなっております。よろしくお願ひいたしたいと思います。

では、引き続きまして、諮問書の交付をお願いいたしたいと思います。恐れ入りますが、内藤会長ご起立いただき、部長より交付させていただきます。では、お願ひいたします。

健康部長 諮問第1号。

国民健康保険の運営について。国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記事項について審議いただきたく、諮問いたします。

記。1. 国民健康保険税の課税限度額について。2. 国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて。

よろしくお願ひします。

会長 よろしくお願ひいたします。

ただいま、部長より諮問書の交付を受け、皆さんにも諮問書の交付について資料の配付があつたと思うのですけど、では、事務局より配付の資料のご説明をお願いします。

事務局 資料の確認をさせていただきます。先日郵送いたしました書類をごらんいただきたいのですが、本日お持ちでない方いらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、資料をごらんください。事前配付の資料といたしまして、先ほど説明いたしました資料1「平成31年度 国民健康保険 運営協議会スケジュール表」。次に、資料2「国分寺市国民健康保険条例 抜粋」とある、3枚をホチキスどめしたもの。次に、資料3「均等割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて」とある、2枚をホチキスどめしたもの。次に、資料4「国保財政健全化計画書」でございます。

続きまして、本日机上配付いたしました資料として、本協議会の平成30年度第5回及び第6回の議事録でございます。そして、先ほど配付した諮問書の写しです。

以上でございます。お願いいたします。

会長 事務局より本日の諮問の説明をよろしくお願ひします。

事務局 それでは、お手元にお配りしました資料に基づいてご説明いたします。

まず、1つ目、諮問事項1、「国民健康保険税の課税限度額について」ご説明いたします。昨年も税率改定と別に、課税限度額の改定を行っております。昨年諮問させていただいた内容とほぼ同じになります。国民健康保険税の課税限度額につきましては、医療分が58万円、後期高齢者支援分が19万円、介護分が16万円、合計で93万円となっております。このうち、医療分について3万円引き上げまして、58万円から61万円とすることについて、ご審議をお願いするものです。

資料に基づいて、ご説明いたします。資料2をお願いいたします。こちら現在の国分寺市国民健康保険条例の抜粋となっております。国民健康保険税には、網かけ部分に記載されておりますとおり、課税限度額が設けられております。現行の条例では、基礎分というものは医療分になります。それが58万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護分が16万円となっております。

おめくりいただきまして、次の2ページ目をお願いいたします。こちらが、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」でございます。こちら網かけさせていただいているのですけれども、所得の低い方については保険税の軽減措置を行い、所得の高い方に対しては国保税の限度額の引き上げを行うということが規定されております。このうち、低所得者の負担の軽減につきましては、国の税制改正に合わせて、平成26年度から毎年度改定を行っております。例年、地方税法施行令の改正の公布日が年度末になりますので、市長の専決処分で条例改正を行っております。今回、諮問させていただくのは、課税限度額の改定ということになります。こちらについては、被保険者の方の負担増につながるということですので、運営協議会にお諮りしてから条例改正という形になります。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。こちら「低所得者の国民健康保険税軽減措置について」といった資料。こちらにつきましては、先ほど説明いたしました、所得の少ない方に対する軽減措置となります。この措置の対象となる方、均等割の5割軽減、2割軽減、それぞれの対象者の範囲を拡大する、そういう形の改定を行っております。この改定によって、軽減される世帯が増加しますと、税収としてはその分減少する形になります。この減少分につきましては、保険基盤安定繰入金という、一般会計から繰入金を入れる形で補填する形になります。この一般会計からの繰入金の4分の3については国及び都が負担するという形になっています。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。こちらは、軽減拡充の影響を受ける世帯数及び被保険者数と金額になります。下段、小計のところ。5割軽減の拡大によって、22世帯、38人に影響がありまして、82万3,000円軽減額がふえます。2割軽減の拡大で、51世帯、88人に影響がありまして、77万6,800円軽減額がふえます。合計で73世帯、126人、159万9,800円軽減額が増加するものと見込んでおります。今、説明したのが軽減の拡充です。

続きまして、次ページをお願いします。こちらが、国民健康保険税の課税の根拠になる地方税法と地方税法施行令の抜粋です。上段の地方税法に記載されていますとおり、国民健康保険の課税限度額については、地方税法施行令で定められておりまして、こちらが改正されまして、58万円から61万円になっております。後期高齢者支援分と介護については、改正はございませんでした。

次ページをお願いいたします。4月1日現在の各市の状況です。基礎課税分が医療分になりますけど、この網かけ部分以外のところが既に61万円となっているところです。網かけ部分については、8市が61万円となっておりません。下段部分が、今回国分寺市において58万円から61万円に課税限度額を上げた場合に見込まれる、影響を受ける世帯と金額という形になっております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。今、事務局から説明がありましたことにつき皆さんからのご質問を。内容として、もう1回繰り返しさせていただきますけど、国民健康保険税の課税限度額が、現在医療分58万円、後期高齢者支援分19万円、介護分16万円、合計で93万円となっておりますが、医療分を3万円引き上げて61万円とし、合計96万円とする改定を行うことで、諮問がありました。ご質問よろしくお願ひします。

知念委員 すごく基本的なこと聞いていいですか。

会長 知念委員、どうぞ。

知念委員 何で上げるのですか。

事務局 先ほど係長からご説明申し上げましたように、なぜ上げるかというと、低所得者については軽減がございます。上げるということについては、所得の多い方に対して上げるということなのですが、ここを上げないと中間所得層の税が上がってしまうというこ

となので、所得の多い方については、大変申し訳ないのですが、課税限度額ということで引き上げさせていただいているということです。

会長 よろしいですか。

知念委員 では、もう一度。なぜ上がるのでしょうか。低所得者の負担は、市だけでなく、都も国も一緒に負担してくれるのですね。その市の負担分だけを上げればいいのではないかですか。そういうわけにはいかないのですか。

事務局 こちらについては、課税限度額、昨年もやらせていただいておりますけども、税法上で決まっている部分がございまして、法律どおりにやらせていただいている部分でございます。

高畠委員 本当に初歩的なことで申しわけないのですが、ただ1市だけ三鷹市は54万のままで、またことしも上げないでやっていけると、その根拠はどんなことが考えられるのでしょうか。

事務局 課税限度額、こちらにつきましては、上限が今ご説明しているように、ほかの市も大体上げているように、61万というのがあるのですけど、これは、これ以上は上げてはいけないという法律になっています。このように網かけしてある8市が、三鷹以外はみんな58万になっているという部分がありまして、三鷹については、54万のままになりますけども、これも将来的には上げていくのかなとは思います。ただ、各自治体によっても財政状況は違いますので、その辺はこちらのほうでも全て把握しているわけではないということをございます。

新藤委員 今のお話を聞いていて、これは前回までで話し合っていたことと結びつけて考えると、今後は要するに、20年かけて3年に1回見直しをして、健康保険の財政改善を図っていくという話がありましたけど、そのときに、皆さん上がるのですが、どんなに所得が多い人でも、健康保険税額の上限の枠がはまっているわけですね。

それで、現状は医療分で58万円ということですけど、だから、所得が高い人が今のままだったら、それ以上は取られないでずっと済んでしまうということになるわけですけど、でも、今までずっと話し合ってきたように、3年に1回ずつ、多分必ず上がっていくといふか、上げていかないとい収支会計も追いつかないということなので、要するに、今まで課税限度額があることによって、それ以上取られないように済んでいた人たちにも、法律の許す限りの上限額までは負担してもらいましょうという解釈でよろしいのですよね。

会長 事務局お願いします。

事務局 事務局です。今、新藤委員おっしゃったとおり、課税限度額を超えてという部分はできないです。これはもう法律で決まっていますから。

でも、今おっしゃったように、課税限度額までは上げていいということになっていますので、今回もお願いしている部分でございますし、新藤委員がおっしゃったように、今後3年ごとに改定、見直しを行っていく場合でも、課税限度額は低ければ低いほど、所得の多い人にとっては、それ以上払わなくていいということになってしまいますので、これは

法律的に決まっておりまして、先ほど係長が申し上げましたように、低所得者対策も並行してやらせていただいているということでございます。

会長 よろしいですか。日向委員。

日向委員 濟みません。私よくわからなかつたのですけど、要するに、まず取れるところから上限いっぱいまでいただく。それだと限度がありますよね。その後中間所得層や低所得層のほうが、今後3年ごと7回かけて上がっていくのは中間層とか低所得者層という理解でよろしいでしょうか。

事務局 限度額を超えている方については、おっしゃるとおりです。それ以上は上げられないという形になります。ただ、言い方が正しいかどうかわからないんですけど、要するに限度額いっぱいではない人について上がるという認識であつて、低所得者の方々については2割5割7割の軽減とかが既に入っていますし、中間所得層の方については、そういうものはないんですけど、その分が今後運協でお話をいただいて3年ごとに見直しをするというお約束になっていますから、その部分については引き上げられると考えています。

藤巻委員 今、ちょうど3年ごとに引き上げるということがありましたけども、結局これだと毎年上がっていくのかということだと思うのです。その前が54万、去年が58万になって、61万になれば2年間で7万上がっているということですね。これは、その3年ごとに上げるという考え方にはならないのですか。

事務局 今、ご審議いただいている部分の課税限度額と対になっている低所得者対策というのは、国がやっているものでして、国の法律の中で決めていってやっている形になります。低所得者対策は毎年やっています。課税限度額については国の運協のような機関がありまして、そこに諮っておととしは上げていなかつたということです。上げていない理由というのが、都内ではなくて、地方では、年収500万ぐらいで課税限度額にいってしまう方がいらっしゃることがあり、そこは立ちどまつてという話になつたので、おととしは改定されていないということでございます。

藤巻委員 いや、改定されるのが当たり前なのですかということ。ごめんなさい。そこがちょっとよくわからなくて。おととしはされなかつたけど、むしろ年々少しづつ上げていくのが当たり前ののか。ごめんなさい。いきなり。

事務局 こちら課税限度額についてなのですけれども、会社の健康保険については、一番上の保険料率、保険料額というものが、法律で0.5%から1.5%の間になるように定めなさいと決まっているらしいのですね。それに合わせるように、国民健康保険の課税限度額を超えている世帯も1.5%以内にするように改定を続けているというのが国のスタンスのようです。

藤巻委員 濟みません。1.5%は何の1.5%。

事務局 社会保険の全被保険者の内、一番上の方が0.5%から1.5%になるように、社会保険料率を設定していくと法律で決まっているそうです。それに合わせるような形にするために1.5%以内になるように、年々上げていっているというが実情のようです。

会長 大丈夫ですか。

知念委員 3年ごとに見直しにあっても、これは国の法律が変わることに見直すということですか。3年というのが、みんな頭に入ってしまっているから、なぜ今、やるのだろうという疑問が最初に来るのではないでしようか。

事務局 今回ご審議いただいている部分については、国の法律で決まっているものです。もう一度繰り返しますと、国の法律で低所得者対策については、先ほどの資料の3ページにあったような形になり、それと対になるように、課税限度額も上げるのです。それで、課税限度額、こちらにつきましては、6ページの資料にもありますとおり、61万にしている市がほとんどでございます。こちらについては、法律で決まっているものだからということで、運協等にお諮りをしないで上げている市もあるのですが、国分寺につきましては、先ほど係長がご説明したように、被保険者の負担になるものだということで、国分寺については、運協に諮らせていただいているということでございます。

ですから、3年ごとというのは、国分寺の独自の税率の話。今回ご説明しているのは、国が決めているものでございまして、課税限度額を上げるという話になっています。課税限度額と低所得者対策は、国により毎年毎年法律で決められているというものでございます。

会長 どうですか。

知念委員 かなり理解できたのですけども、では、上げていない58万円とか54万円という自治体があるのですけど、そこも自動的に61万になるということですか。

事務局 網かけしてある8市につきましては、多分国分寺と同じように、運協に諮る等で上げていくのだとは思うのですけど、現状ではまだ上がっていないということでございます。

会長 先ほどの知念さんのご質問ですが、3年ごとの見直しというのは、昨年度から審議して答申した国分寺市の税率に関する方針。今回は、地方税施行令の改正により、課税限度額61万円に上げるということを諮問され協議している。その点につき私たちの頭がこんがらがってしまっているので、そこを課長から説明を受けたと。そこを理解していく必要があります。

新藤委員 今の話を整理するというのですか、あるいは、ちょっと根本的に戻ると、何で上がるかの質問は、要はお金が足りないから上がるのですよね。

要するに、例えば、切り離していくかいけないものなのですけど、国分寺市が20年かけて3年ずつ見直して、これは多段階的に引き上げるようになると言ったのは、前に何回も皆さんで資料とか見せてもらいながら話し合ってきた、一般会計から繰り入れて、本来の保険税収入だけでは足りないのを埋め合わせてきていたと、そういう構造的というか結果的には赤字になっている体質があるので、保険料は上げていかなくてはいけないということですね。

それで、一遍に上げられないから、法律では上限額を決めて、段階的にやってきたのだ

けど、毎年毎年医療費がふえてしまっていたから、結果的には毎年とか2年に一遍ずつ限度額を引き上げざるを得ない。各自治体ばらつきはありますけど、特に国分寺市のは、20年に期間を引っ張ってとしてもやはり引き上げていかないと、やはり持ち出しになる金額は大きいということなので、基本的には上げざるを得ない。前から話しているようにこれからものすごく努力工夫して、医療費を減少させていくことができない限りは、上げざるを得ない、こういうことだということですね。

事務局 新藤委員おっしゃっている部分は、もちろんそうなのですから、課税限度額と今までお話しさせていただいた3年に1回国分寺市の国保税を引き上げる話というのは、リンクしないわけではないのですけれども、切り離していただいたほうがわかりやすいのかなど考えてございます。

課税限度額は、先ほどご説明したように、低所得者対策と対になるものですので、これは法律的に決められているものだということで、先ほどもご説明したように、61万になっているところについては、こういう法律的に決まっているものだからということで、運協に諮らずに上げてしまっているのですけれども、国分寺としては、一応被保険者の負担になることがあるので、運協に諮問させていただいているということでございます。

会長 新藤委員よろしいですか。

新藤委員 国が決める限度額がだんだん上がっている原因は、医療費がかかるからだというのが根本原因ではないですかと私は申し上げたのですね。足りるのだったら国だって限度額を上げる必要はないと思うのですね。上げていかなければ足りないから上がっているのではないかということなのですけど。

事務局 課税限度額がなぜ上がっているかということなのですけど、先ほど藤巻先生との質疑でお話ししたと思うのですけれども、課税限度額に達する世帯の割合を1.5%に近づけるように段階的に上げていくというのが國の方針のようです。

そのため、医療費全体がどうこうではなくて、一番高い保険料を払っている人の世帯の割合を1.5%に近づける。社会保険はそういう枠組みで法律が決まっているので、それに合わせるような形でシフトしている。

なので、医療費とは直接リンクしないのだと思います。

谷田委員 61万円の前に、国が定めた額は58万円でよろしいですか。58万の前は54万だったのですね。

事務局 そうです。

山本委員 整理をしていきたいのですけどね。国が限度額を引き上げるというのは、今、説明で社会保険料の問題もあるということを聞いたのですけど、前回まで討議していた20年かけて赤字解消していくという話と、そこでシミュレーションで出している数字がありますよね。あれと、国が上げる限度額のことは、無視した形の数字なですか。それともある程度組み込んでいた数字なですか。それによって全くパイが変わってしまうのではないかという気がするのですけど。その辺を教えていただきたいです。

事務局 前回お示ししている20年で幾らになるとか、7回の値上げという部分については、これが示されていないので、これは入っていない状況になります。

山本委員 そうすると、これが入っていないわけですから、前回から出していただいた数字というのは、この限度額が動くことによってどんどん変わってきてしまうと、そういうことになるのですかね。

事務局 そうですね。変わってくる形にはなります。ただ、それと並行して、それはお金が入ってくるほうですけど、支出の医療費の部分があるので、そこも計算しなければならないということなので、あくまでも確定している数字ではなくて、おおよその数字ということで前回シミュレーションとして出している数字だということでご理解いただければと思います。

山本委員 ということは、3年ごとに見直す数字というのは、今、言ったような医療費の支出問題、それから、課税限度額がまた3年の間に動きますよね。そういうことを踏まえた上で3年後にもう一度見直しを出すと、そういうことですよね。

そうなると、7回やるわけですよ。そうすると、ゴールまでの数字は相当変わってくるという予想が立てられるわけですね。それは何か方法ないですかね。それで、この間出した数字がひとり歩きするようなことはないですかね。

事務局 今、山本委員おっしゃったように、当然歳入歳出の部分が変わってきますし、根本的に被保険者数も変わってくる可能性もあります。そうすると、あくまでも前回お示したシミュレーションの部分については、現時点の部分になります。

ですから、3年ごとの見直しというのは、いろいろな要素が入ってまいります。ですから、そのたびに見直していただくということです。山本委員ご懸念のように、最後7回目の数字がそれに合致しないのではないかという部分がご質問の部分だと思うのですけども、多分合致はしないと思います。ただ、それは3年ごとに見直すことによって、修正をしていくということが、今、言えるところだと考えてございます。

山本委員 理解はできました。ただ、逆に言うと、被保険者1人当たりの健康保険税の負担が、今後予定しているよりも大幅に上がっている可能性というのはどうなのですかね。

事務局 大幅に上がる可能性はないとは言い切れないのですけど、そこで、皆さんからいだいた答申のなかに附帯決議があったように、医療費については適正化を行っていきなさいという部分が書いてございました。そこを努力していくしかこちらではないのかなと考えてございます。

山本委員 そうすると、この国が引き上げている限度額はやはり上げておいたほうが、将来的には市民が払う保険税が低減されていく可能性は少しあるわけですよね。ということを感じました。以上です。

会長 よろしいですか。ほかにございますか。

谷田委員 今まで限度額で、これを見ると国分寺市はちょっとおくれて上げている。ずっとそういう感じだったのか。今後は他市と足並みをそろえて上がったらすぐ上がるのです

か。その辺どうでしょうか。

事務局 国分寺はおくれているといつても、毎回運協で諮ってやっていますので、1回おくれという感じになっています。

先ほどご説明したように、法律的に決まっているものだからというので運協もかけないでやっている市はそのまま上がってしまうのですけど、国分寺は丁寧にやっていきたいということがございまして、被保険者の負担に関することなので、これについても毎回今後も諮問していく予定であります。

谷田委員 1回おくれぐらい。

事務局 そういうことです。

会長 ほかにございますか。

国民健康保険税の限度額ですけどもう一度お話しします。平成31年本市の国民健康保険課税限度額、医療分58万円、後期高齢者支援金19万円、介護保険16万円。地方税施行令第56条の88の2の改正により、限度額は医療分が61万円に変更されております。平成32年から本市は国民健康保険改定についてお諮りするということで、今、審議していただきたいのですけど、他市の場合は運営協議会に諮らないでそのまま上げていたということもありますけど。

よろしいですかね。あまり納得されないかもしれません。大丈夫ですか。

藤巻委員 結局法律で決まっているから、これしかないということですね。今後もやはりこういう形で出てくるわけですね。また来年とか再来年とか。

運協にかける意味がどれぐらいあるのかというのが、ちょっとわからないのです。他市はこれだけやっているので、市から国からそういうふうになっているのだから、これに従うのは当然だという考え方であれば、別に運協にかけなくてもいいわけですね。

丁寧に審議ということはあるのかもしれないけど、上げなくてもいいという余地があるのですかね、余地は。そうしたら、審議する余地はあるかもしれないけど、あまり余地はないし、法律で決まっているのだからということで、もう当然のごとくであるならば、諮問する意味もあまりなく他市と同様にそのまま上げていただいている感じは個人的に思います。

事務局 おっしゃる意味はわかります。かける意味があるのかどうか。諮問する意味があるのかどうかという部分なのですけれども、基本的に国分寺は今まで保険税を多少なりとも法律に従って上げる場合においても諮問をしてきたという経緯がございますので、ここでかけさせていただいている形になります。

藤巻委員のおっしゃることはもっとものでけれども、一応運営協議会に諮っているということが大事ですね。法律があるからと勝手に上げているということではないということをご理解いただければと考えてございます。

会長 追加の質問よろしいですか。では、皆さんからのご意見をいただきましたが、基本的な方向性として課税限度額について改正すべきということで、よろしいですかね。

また、東京都下の市町村の今年度の課税限度額の改定が行われることも踏まえて、当運営協議会として、32年度から課税限度額改定について妥当であるということで、答申についてご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ご異議なしという形です。

知念委員 また検診とか、その結果、医療費の適正をさらに推進するということを、文言をつけていただきたい、その上でということのほうがいいのではないでしょうか。

会長 知念委員から、答申について、文言を追加ということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、ご異議なければ、この答申案につきましては次回、事務局にご提示いただきます。先ほど、知念委員から申し上げていただいた文言について追加させていただくということでおよろしいですか。どうもありがとうございました。

続きまして、諮問事項2に移ります。

国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについてです。事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局からご説明いたします。

諮問事項2点目。「国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて」ご説明いたします。

資料3をお願いいたします。諮問書については、応益割と表現しておりますけれども、応益割については、被保険者当たりに課税される均等割と、世帯当たりに課税される平等割がございます。国分寺市は平等割を賦課しておりませんので、資料においては均等割と表現しております。

次に、ここで旧被扶養者がどのような方で、その方たちに対する軽減がどのようなものかについてご説明いたします。平成20年度から75歳以上の全ての方が加入することとなる後期高齢者医療制度が導入されました。それまで、75歳以上の方は国民健康保険に加入されている方も社会保険に加入されている方もいらっしゃいましたが、平成20年度からは、75歳以上の方全てが後期高齢者医療制度の被保険者となりました。社会保険の被扶養者については、保険料負担がございません。後期高齢者医療制度の導入によりまして、従来から保険料負担がなかった社会保険の被扶養者だった方に対して保険料負担が発生することとなりました。新たに保険料を負担せざるを得なくなった社会保険の被扶養者であった方を旧被扶養者と呼んでいます。

ちょっとややこしいのですけれども、旧被扶養者には後期高齢者医療制度の導入により、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合と国民健康保険の被保険者となった場合があります。まず、後期高齢者の被保険者となった場合についてなのですが、資料の1つの丸印のように旧被扶養者自身が75歳到達によって、社会保険の被扶養者から後期高齢者医療制度の被保険者となった場合になります。もともと被扶養者で保険料負担がなかつ

たのですけれども、後期高齢者医療制度の被保険者となることによって新たに保険料負担が発生することとなります。

次に、国民健康保険の被保険者となる場合、こちらが資料2つ目の丸印のように、社会保険加入者本人が75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となって、そのために、社会保険から外れたことによって、その被扶養者の方が国民健康保険に加入せざるを得なくなった場合、それぞれ後期高齢者に移行した場合も国民健康保険に移行した場合も、所得割が全額減免となって均等割が5割軽減となっております。

もともと旧被扶養者の減額の措置については、後期高齢者医療制度発足当時2年間に限定するというものでしたが、これがずっと延長される形でここまで来ております。

今年度、平成31年度から後期高齢者医療制度について制度の維持・持続性を高め、世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求めるという観点から応益割に関する軽減措置につきましては、資格取得日から2年と本則に戻るような形の規定に変わっております。

これを踏まえて国民健康保険についても同様の見直しを行うようにということで、今回お諮りするものです。

今回の均等割の見直しによって影響を受ける世帯は、31年度、今年度について、102世帯、金額で186万4,710円を想定しております。

他市の動向ですけれども、31年度、今年度から國の方針に基づいて見直しを行ったのは27市町村、来年度から行うというのが2市町村という形になっております。

調定額としては、大きなものではございませんけれども、負担の公平性の観点から、後期高齢者医療制度の改正、あと国の見直しに合わせて、均等割に関する軽減について本則に戻って資格取得日の属する月から2年ということについて実施したいと思います。

ここについてご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

会長 ありがとうございました。ただいま事務局からご説明ございました。

知念委員 これももう決まっていることなのではないですか。

事務局 決まっているというか、国がそういう方針を打ち出しているということでございます。

会長 市独自でできるのですか。國の方針に従わなければいけないのか。

事務局 資料の3に書いてございますとおり、他市の状況も国に準じて27市町村が31年度中に見直しをやると。それ以外の2市町村が来年度予定しているということになりますので、こちらにつきましては、先ほど係長がご説明したように、今まで費用がかからなかつた方が、費用がかかってくるということでございます。先ほどと同様に被保険者の負担になることですので、諮詢させていただいているということでございます。

会長 知念委員、よろしいですか。

ほかの方はございますか。

新藤委員 他市町村ということで、資料3の右下のところに書いてありますけど、今年度中に27市町村が見直しをする予定となっていて、この32年度予定の2というのが、1つが国分寺という解釈でいいですか。

事務局 この数字には国分寺市は入っておりません。他市となります。

新藤委員 ちなみに、来年予定の2市町村はどちらだかわかりますか。

事務局 府中市と調布市です。

新藤委員 ありがとうございます。

会長 新藤委員よろしいですか。減免の見直しについてですけど、影響を受ける世帯数というのが102世帯ですね。

ほかにございますか。

事務局 会長、いいですか。ここには国民健康保険のことしか書いていないのですけれども、国がこれをやるに当たって介護保険料というのがございます。国民健康保険ではないのですけれども、介護保険料という部分の値下げをしたり、あるいは、国民年金なのですから、低所得者の方については、10月から5,000円ぐらいプラスに払われるという部分で、大体相殺される形の方が多いということを聞いております。

ですから、ここに書いてある102世帯186万4,710円と書いてあるのですけど、これは国保部分であって今、ご説明したような介護とか年金をもらう方になると、もう少し減ってくるのかな。そこまでは細かい数字が出ていないので、こちらのほうにも国保部分としてしかご説明ができないのですけど、そういうこともあるということはご理解いただけたいと思います。

会長 事務局、ありがとうございました。

ほかにご質問はよろしいですか。ただいまの諮問の2なのですが、「国民健康保険の応益割に係る旧被扶養者の減免の減免期間の見直しについて」ですけど、皆さんよろしいということでよいでしょうか。次回答申案を示していただくことになります。

次の報告事項の(1)の予算成立について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 「平成31年度の予算成立について」ご説明申し上げます。口頭説明だけになりますので、資料はございません。

3月議会で当初の予算が審議されまして、先月の3月4日から18日までの7日間、国分寺市31年度予算が集中的に審議されました。国民健康保険は特別会計になっておりますので、3月18日に審議が行われ、賛成多数で承認されております。保険税改定に伴う附帯決議でいただきました、糖尿病性腎症重症化予防事業についても含んだ予算案となってございます。

報告は以上でございます。

会長 ありがとうございました。今のご説明でご質問ございますか。なければ、次の報告事項で「国民健康保険赤字解消計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 資料4をごらんください。こちらが、平成31年度に東京都に提出しました、国保財政健全化計画書になります。②赤字削減計画、こちらをごらんいただきたいと思います。①は予算推計ベース平成31年度の赤字額7億5,285万5,000円。平成31年度からの保険税の税率改定を反映させていまして、平成31年度当初予算を編成しまして、その数字をもとに赤字額を算出したところ、こちらの額になっております。下段の部分に、予定額というところに入れているのですけど、こちらはあと6回で赤字解消する予定ですので、単純に7億5,285万5,000円、こちらを6で割った数字を入れ込んでおります。

事務局からの説明は以上です。

会長 ありがとうございました。これについて、何かご質問ございますか。

新藤委員 ちょっと質問いいですか。このいただいている資料を読む方法、見方なのですが、表1の①赤字の発生状況に29年度の数字が出ていて、右側に赤字の原因と書いてあって①②③とあって、黒字分を差し引いた後の赤字額が8億4,600万というのがあるのですが、それに②の赤字削減計画の基本方針と書いてあるほうの①②ですね。予算推計ベースの平成31年度の赤字額が7億5,200万あるのですが、上の段の赤字の8億4,600万と、この予算推計ベースの31年度の7億5,200万とは、見方としてはどういうふうに見ればいいのでしょうか。

事務局 国の様式が非常にわかりにくいのですけれども、上段の①赤字の発生状況と②の赤字削減計画は全くリンクしません。①については29年度の結果になりまして、②は今年度の推計ベースという形になりますので、①と②はリンクしないという形になります。

新藤委員 済みません。そうしますと、切り離して考えたときに、②の予算推計ベースの7億5,200万の赤字というのは、どういうふうに出てきた数字なのでしょうか。

事務局 7億5,285万5,000円につきましては、一般会計額の繰入金のうち、赤字とみなされるものです。事務費などを除いた部分がこれだけあるという形になります。

新藤委員 それは30年度の実績でということで。

事務局 31年度の予算編成においてです。実際国民健康保険の予算をつくる際に歳出をつくり、そして国民健康保険税や国庫支出金ですとか、歳入を積み上げているのですけど、どうしても歳入と歳出でバランスがとれなくなります。この差の部分を一般会計からの繰入金で賄うのですけれども、この部分が7億5,000万赤字としてあるということでござります。

新藤委員 わかりました。

会長 ほかにございますか。

新藤委員 関連して確認ですけど、それで今の数字の意味合いはわかったのですけど、それをその下にあるような計画でということですけど、それが先ほどから話が出ていました、今後の長い間3年に1回見直してやっていくという中で、当面はこの7億5,200万が解消できるのを先ほど言った6回の見直しがあるからということで、とりあえず割った数字を計上している。

だから、さつきとまた違う話で、課長がおっしゃっていたように、3年後とか状況が変わればまた数字が変わってくるので、そのときにまた修正をしていくって、変な話ころころ変わっていくかもしれないというような可能性というか、そういう変動要因はあるということなのですかね。

事務局 毎年度医療費の推計も変わってきますし、国からの補助金も変わってきますので、そのたびに予算を編成し直します。この赤字額というのはふえる要因も減る要因も両方ありますので、この間つくった20年間で解消するという考え方を踏襲して6分の1ずつ計上していくことになります。

会長 これについて皆さんよろしいですか。

山本委員 ちょっと教えていただきたいのは、①で黒字が出ていますよね。5億2,700万。これは、まずどういうところで黒字になったのか。黒字の原因ですね。

それから、2番目の赤字削減計画というのがあるのですが、この削減、それから解消手段の主要事項として医療費適正化の取り組みと書いてありますが、これ具体的な取り組みをどういうふうに考えているか。その2点教えていただきたい。

事務局 まず、黒字の要因なのですが、こちら繰入金が影響しています。繰り入れについては歳入・歳出合わせて予算編成するのですけれども、歳入として繰り入れは100%入れたのに対して、歳出は医療費がかからなかったので、その分下がった。そういうものが黒字として計上されたという形になっています。

医療費適正化なのですけれども、従来から行っているジェネリック差額通知ですとか、多受診者指導に加えて、今年度から糖尿病性腎症の予防事業に取り組む予定でございます。これはご説明したかと思うのですけど、そちらの事業を今年度から進めていきたいと考えてございます。

会長 山本委員、よろしいですか。

山本委員 はい。

会長 知念委員、どうぞ。

知念委員 医療費削減に関しては、健康推進課もやっているのではないですか。だから、一緒に一体的にやっているのですよね。

事務局 はい。

知念委員 ということは、健診の勧奨とか、受診率上げるための勧奨であるとか、ワクチンが確実に打てるようスマートにデータを張りつけたとか、そういうことも含めてですね。糖尿病性腎症の透析患者さんをなくそうということで、金額的には、透析の人は1人年間1,000万かかるのですけど、それをなるべく減らそうということを始める。それ以外にも感染症対策で予防接種をできるように勧奨通知していますし、子どもたちにもワクチンをちゃんと打つようにということやっている。また健診の受診率を上げるために勧奨通知もやっていますよね。国分寺は結構頑張っていると。

事務局 済みません。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

藤巻委員 ちょっと教えてください。下のほうですけど、単年度で7億5,000万赤字になるのですね。それを3年次4年次とこうやって、4年次にこれは1億2,500万上げていくということですよね。単年度で解消というより、赤字が単年度で7億ずつ今出るわけですね。それを、この国民健康保険税分をそれだけ上げていって、最終的には全部保険税で補う。今まで累積したものは何も考えなかつたですよね。単年度に出てるのですね。だけど、そこを単年度で7億以上上げなければいけないということですよね。保険税。そういうふうに解釈する。

事務局 7億5,000万、今、赤字とみなされるものがありますので、34年の中で1億2,500万を入れるとなると、今度34年以降については、赤字が6億3,000万ぐらいまで減る形になります。

藤巻委員 保険税を上げて1億何千万減らしたわけですよね。

事務局 そうです。

藤巻委員 次また3年たって、その後にまた1億何千万あるのですね。そうすると、被保険者はそのたびに結構払うわけですよね。もちろん当然のことと言えばと済むのかもしれないけど。改めて考えるとすごく大変だな。そのために20年にしたわけですよね。一気に上げられないから。

事務局 他市で6年としているところは、この上げ幅がすごく負担になっているということもありますので、20年にしたということです。

谷田委員 平成30年の第3回のときにいただいた資料の3で、改定額がそのときは123,995だったのですけど、それが今で計算するとこの額になるという理解でよろしいですか。

事務局 運営協議会にお示しした資料については、基本的に平成30年度の予算ベースで決めております。毎年毎年先ほど申し上げた、負担金等が変わってきますので、31年度予算ベースにするとこの額になるという形になります。

会長 皆さん、よろしいですか。この3年ごとの見直しを含めての話なのですが。②の赤字削減ですが、赤字額の16.7%に当たる1億2,547万6,000円解消。目標は34年度です。それと同時に医療費適正化の取り組みということで、先ほど知念委員が言ったとおり、健康推進課の取り組みも併せて行います。

知念委員 平成29年度と30年度を比較すると、国保の状態は少し改善しているのですか。

事務局 とりあえず平成29年度というのが、ご説明しているように平成30年度から都道府県化が始まっている形になります。平成29年度までは、市長の公約にもあったのですけれども、とりあえず一般財源から全部入れて、累積の赤字は全部なくすという約束だったのですね。実際は、28年度の決算をもって終わりになったのですけれども、その決算が出る前に予算をつくっているものですから、29年度についてはかなりの金額を16億とかいう金額を一般会計から入れているのです。

30年度については、それが落ちついたということがあつて、一般会計から入れている部

分も 10 億ちょっとという形にしているので、一般会計からの繰り入れは下がっています。下がっていますけれども、改善されているのかというと、多少なりとも改善はしているのかなと思います。

ただ、ここは 29 年度も 30 年度も保険税を上げていないので、今後ことしの 7 月に納税通知書を皆さんのはうに発行させていただくのですけど、そこで約 1 億程度ぐらいはプラスになってくるのではないかと事務局としては考えているところでございます。

・知念委員 今の質問の意味なのですから、医療費がどんどん伸びていたのが、伸び率が下がったとか、29 年度よりも 30 年度の医療費が少なくなった。もしくは、医療費の伸びが今までずっと何パーセントずつ上がっていたと思うのですけど、その伸びがおさまってきたとか、どういう評価なのか聞きたかったのですけど。

事務局 ちょっと今、手元に数字はないのですけれども、高齢化が進んでいるということがあつて、27, 28, 29 年度と比べますと、まだ 30 年度の決算は済んでいないのでわかりませんが、その辺で比較すると医療費は上がっているのかなと。1 人当たりですね。被保険者数も変わってくるものですから、医療費全体ということではなく、1 人当たりにした場合に医療費は上がってきていると考えてございます。

知念委員 イメージとしては、若い人がふえてきている。高齢者に関しては後期高齢者が前期高齢者を上回るという話もあります。一方で駅前に若い人がどんどん入ってきてているということで、若い人が増えてきている。既に 2025 年問題がある程度始まっていて、だんだん前期高齢者が減っていくことがいよいよやってくるのかなというイメージあつて、そういうわけではないのか。病気を持たない人たちがふえてきている一方、前期高齢者の部分がどんどん人口が少なくなって、全体としては医療費が減っていくのではと。

事務局 今、知念委員が最後におっしゃられたように国保の部分だけに限って申し上げます。国保は大体全体の 3 分の 1 から 4 分の 1 しか入っていないということがございます。平成 28 年 10 月に社会保険の適用拡大がされていますので、元気な方については、社会保険に移行しているという部分が多くございます。それで、それ以外の方というのは、例えば高齢であるとか長く病院にかかっている方というのが国保に残っているということもあるので、医療費については伸びているのかなと考えています。

先ほどご説明があったような、後期高齢者、前期高齢者の部分ももちろんありますけれども、若い人のほうが病気にかかっていないということではなくて、若い人も病気はそれなりにかかっていますので、ちょっと年齢別はつくっていないのですけれども、医療費については、1 人当たりについては少しづつ伸びていると考えてございます。

事務局 赤字解消計画の補足なのですけれども、昨年運営協議会のほうで議論していただいたとき、平成 30 年度ベースの赤字の推定額が 8 億 6,796 万 5,000 円でした。今年度、31 年度予算編成するに当たって、これが 7 億 5,285 万 5,000 円になっています。なので、赤字が解消できた額というのが、1 億 1,511 万円という形になっております。予算ベースですので、これが決定ではありません。そういうことになっています。

会長 この赤字解消について皆さん、ご意見、またはご質問ございますか。よろしいですか。

では、この辺で赤字解消計画については終わります。

では、次回について日程を事務局からお願いします。

事務局 先ほどスケジュールで説明させていただいたとおり、次回は7月に開催を予定させていただいております。今までの予定どおり木曜日に開催させていただきたいということで、もう現段階では7月4日の木曜日の開催を予定しております。

場所については、まだ確定していないのですけど、今のところ昨年の10月にやらせていただいた、書庫棟会議室というところでやらせていただく予定でございます。正式には、今後文書にてお知らせをさせていただきたいと思います。

現段階で7月4日、もうちょっとご都合とか入っていらっしゃる方とかいらっしゃいますでしょうか。

会長 次回7月4日木曜日を予定しているのですけど、大丈夫ですか。先の話ですが。

谷田委員 年号表記は、平成31年の第2回になるのですか、それとも、令和に変わるのでですか。31年度の第2回のままなのですか。

事務局 確実に調べてご案内します。

会長 次回の日程は事務局から文書が出ますので、平成なのか、令和なのか。

では、長時間にわたりましたが、今回審議してまいりました諮問に対しては、知念委員からも要望がありましたものも反映して次回に答申案を示していただければと思います。

では、平成31年第1回運営協議会をこの辺で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

一一了一一

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

白 藤 孝 雄

✓ 国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

知 念 信 賢

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

新 藤 圭 一